新・重点課題

緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し

～新型コロナウイルス対策の問題点を踏まえ～

2020年 6月10日

SEIDANREN
生団連
国民生活産業・消費者団体連合会

新・重点課題
「緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し ～新型コロナウイルス対策の問題点を踏まえ」について

新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの生活に大きな悪影響を与えている。生団連会員からは様々な声が寄せられており、それらに基づきこれまで提言活動や会員への情報発信など進めてきた。この危機に打ち克つべく政府、自治体も様々な対策を打ち出しているが、そのスピードの遅さや説明が十分でないという不透明性に対しての不安・不満が募っていることも事実である。これらは、個々の政策についての問題というより、緊急事態下における法制度やオペレーションに起因する問題である。つまり、わが国のあり方に関わる問題であると生団連は考えている。

こうした観点から、「国民の生活・生命を守る」生団連として、「緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し」について、今、そして近い将来の危機への対応と平時からの議論という2つの視点から新しい重点課題として取り組むことといたしたい。

1 新型コロナウイルス対策について会員の声 ～消費者部会を中心に

新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済活動の支援のため、政府、自治体も様々な対策を打ち出している。これに対し生団連には、一定の評価はしつつも、不安や不満がぬぐい切れないといった事業者や生活者としての現場の声が多く寄せられている。以下に消費者部会メンバーからの意見を中心にまとめてみた。

〈意見まとめ〉

▶ 経済、養育等様々な困難を抱えており、この困難がいつまで続くのかわからないという先行きへの不安感
▶ 政府による医療体制や経済等への諸対策について、決断・実行の遅さへの不満
▶ 政策目的・効果の不明瞭さに対する不満

⇒ **政府がリーダーシップを発揮し、自治体と緊密に連携しながら、プロセスのムダを省いた可及的速やかな政策執行を進めてほしい。**

⇒ さらに、**定量的・科学的な情報開示とそれに基づく将来予測の明示など、各種政策についても丁寧な説明を行うことで、生活者の不安の払しょくに努めることが必要ではないか。**

〈生活者の声〉

- (緊急事態宣言とその延長を受けて)**自宅に留まったまま日々を過ごすことの精神的な負担感が増している。**
- 中小企業が多い地域では、**緊急事態宣言の長期化が経営へ大きな影響を及ぼすことは必至。自治体も、各企業が現時点でどれだけダメージを受けているのか実態が掴み切れていないようだ。**
- **保育園の休園や小学校の休校等で、共働き世帯やシングルマザー・ファザーの負担、ストレスが増大している。**
- **かかりつけ医などへ、日頃から電話、オンライン等で医療相談できる体制整備が必要ではないか。**

〈政府・自治体の対策に関する意見〉

- 対策の優先順位などをコントロールする司令塔にしっかりしてほしい。布マスクの全戸配布には実効性とスピード感の両面で正直がっかりした。
- 台湾や韓国など、コロナ封じ込めに成功しつつあるモデルがあるにも関わらず、**政府の対応スピードは極めて遅い。緊急時に政府が思うように動けない法制度、仕組みになっている。**
- 医療現場では、医師・看護師が体力的・精神的に負担を強いられている。医師によるトリアージも行われていると聞く。**自治体含め早急な政治判断と支援が必要。**
- **医療にしても経済にしても、まず人がいなければ成り立たない。**政府は医療崩壊を阻止し、命を守り抜くための施策をスピーディに決断・実行し、**生活不安を少しでも和らげられるような力強いメッセージを発信すべき。**
- 生団連提言にもあるように、**政府は先行き見通しも含めてもっと丁寧に説明し、不安の払しょくに力を注いでほしい。**
- **休業要請と十分な補償（特に家賃等固定費に対するケア）をセットとした明確なメッセージ**が発信されないと、経済的不安の払しょくはできないだろう。

〈消費者部会メンバーの取り組み例〉

- 会員向けにメールマガジン・広報誌等を発行。**新型コロナウイルス感染症に関する科学的研究等の情報共有**を行い、冷静な対応を呼びかけている。
- 県内の各婦人会に、緊急事態措置の概要（外出自粛等）と、悪質商法に対する注意喚起をまとめた文書を配布。マスクを自作し、社会福祉協議会に寄付している婦人会もある。
- 特設電話相談「シニアの悩み110番」を開設。通常を大きく超える数の相談があった。
- (商店街振興組合の取り組みとして)組合員の店舗には、国・都・区の各融資、支援制度をまとめた資料を配布。

2 新・重点課題「緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し」

生団連では、新型コロナウイルス対策の問題点を現在と近い将来の危機への対応の問題として、そしてコロナ収束後の社会も見据えた**緊急事態下のわが国のあり方の問題としてしっかりと向き合っていくことが重要**だと考えている。浮き彫りとなった課題は、機動性・迅速性に欠ける政策策定・行政プロセスや政府・自治体間の連携不足、納得感・安心感につながる情報発信の不足など多岐にわたるが、これらは目の前の政策の優劣の問題ではなく、わが国の緊急事態下における**法制度とオペレーションの問題として集約される**。これらの問題と、それに加え各政策の前提となる**財政の問題**の解決は、大変重要な国民的課題であると考える。生団連は、「国民の生活・生命を守る」国民団体として、これらの問題を新・重点課題として掲げ、解決に向けて取り組んでいくことといたしたい。

〈サマリー〉

1 法制度の問題
- (1) 緊急事態下の政府の権限
  - ①強力なリーダーシップの不足
  - ②スピードに欠ける政策策定・執行
- (2) 民主主義における私権の制限
  - ①民主主義における私権制限の範囲
  - ②私権を制限する場合の補償について
- (3) 政府と自治体の権限の境界

2 オペレーションの問題
- (1) 政策の不透明性
- (2) 情報インフラの未整備
- (3) 政府と自治体の連携不足

3 財政の問題
- (1) 緊急経済対策の問題点と収束後の財政運営について
- (2) 地方自治体の厳しい財政状況

〈生団連の活動方針〉

(1)「国家感染症対策センター(仮称)」の設置
(2) 緊急事態下の国のあり方に関する平時からの議論
(3)「日本式公衆衛生モデル」のグローバル発信

〈緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し〉

‖ 顕在化した問題点 ‖

法 制 度

(1) 緊急事態下の政府の権限
(2) 民主主義における私権の制限
(3) 政府と自治体の権限の境界

オペレーション

(1) 政策の不透明性
(2) 情報インフラの未整備
(3) 政府と自治体の連携不足

財　政

(1) 緊急経済対策の問題点と収束後の財政運営
(2) 地方自治体の厳しい財政状況

‖ 生団連の取り組み課題 ‖

(1)「国家感染症対策センター(仮称)」の設置

①迅速かつ実効性の高い感染拡大防止策の執行
②医療体制の強化(医薬品、医療関連品の供給強化含む)
③補償等を含む各種経済対策の打ち出し
④財政出動に関する特別措置の指揮権限

(2) 緊急事態下の国のあり方に関する平時からの議論

評価されるべき施策の検証

(3)「日本式公衆衛生モデル」のグローバル発信

1 法制度の問題

(1)緊急事態下の政府の権限

①強力なリーダーシップの不足

わが国は、戦前の反省もあり、政府が強力な権限を持つことに慎重である。憲法にも緊急事態の条項はない。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法)が6条で規定するように、国会等における熟議を理念とする。安易な行政裁量の拡大は決して認められないが、現状では緊急事態においてさえ政府は平時と同様に制限されており、機動的な対策を講じることが難しいのも事実である。

同じ民主主義ながら台湾の蔡英文政権は、省庁横断の司令塔機関「中央感染症指揮センター」が臨時政府のような強大な権限を持ち、徹底的な水際対策によって初期の危機的状況を乗り切った。また、官民挙げてマスクの生産能力を当初の8倍以上まで増強し、配給制の導入によって国民全体にマスクが行き届くようにした。

平時とは異なる緊急事態においては、制御ルールはしっかりと設けることを条件としながらも、政府が強力なリーダーシップを取ることができるような法制度を整備しておく必要があると思われる。

②スピードに欠ける政策策定・執行

政府は、2020年1月に明らかになった新型コロナウイルス感染症に対し、根拠法がない中で1月末には「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置している。諸外国と比較しても初動が遅いわけではない。しかしながら、各対策の策定とその実施に多大な時間を要している。

例えば、医療資源の不足が長引いている。現場で必要な医療関連品について、その国内生産を強制する権限は政府にはない。また、アビガン等の医薬品や人工呼吸器等の医療機器については、その承認手続きに相当な時間を要するルールとなっている。生命の安全に関わる問題なので極めて慎重な判断が求められるが、現場医療従事者や専門家の意見も踏まえ、実効性の観点からタイミングを逸することのないように、緊急時における供給体制強化の権限や承認プロセスの簡素化などについての議論が必要だ。

また、経済対策については、首相が緊急経済対策の取りまとめを要請したのは3月17日だが個人への現金給付は5月以降となり、「緊急」とは言いがたいスピードだった。背景には、財政法の定める規定がある。緊急経済対策を実行するには、裏付けとなる補正予算案が国会で成立しなければならない。財政法29条が規定するように予算成立前の補正予算案の策定は認められていない。予算案の提出から決議に至るまでも様々なプロセスを踏む必要がある。

このように、**平時でのルールを適用しているばかりでは政策の策定・執行が遅れ、結果、対策の効果が損なわれてしまうことにつながる。緊急事態には、平時とは異なり、迅速性に重点を置いた政策策定・行政プロセスの導入等について予めそのルールが整備されていなければならないのではないか。**

(2)民主主義における私権の制限

①民主主義における私権制限の範囲

特措法は、5条において国民の権利制限を「必要最小限」でなければならないと規定しているが、緊急事態においては私権の制限をさらに強めるべきとの意見もある。**民主主義における私権制限の範囲については最適解がどこにあるのかは大変難しい問題ではあるが、今般の緊急事態措置を踏まえて、国民としても利己の観点を脱し社会的視点でどうあるべきか考えていかねばならない。**

②私権を制限する場合の補償について

憲法第29条3項では「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と定められている。しかし、特措法には、政府や自治体による不要不急の外出自粛要請や休業要請によって

受けた損失については、これを補償する旨の規定は存在しない。特措法による私権制限が公益のためであり、「用ひる」ということが財産権を制限する場合も含むと考えられるが、要請に強制力がないことの裏返しとして補償を規定していないのである。逆に言うと、補償を行わないので強制力を持たせられない。**緊急事態措置の実効性を高めるためには、罰則規定を設けるなど直接的に強制力を高めるよりも、国民の納得感・安心感という観点からも、きちんと補償制度を整備・適用していくべき**ではないだろうか。特措法に限らず、**私権の制限と補償のあり方について改めて議論を深める必要がある。**

(3)政府と自治体の権限の境界

今回の緊急事態措置に際しては、政府と自治体の行き違いも垣間見えた。特措法においては、緊急事態宣言下の具体的な措置について都道府県知事にその権限が与えられているが、政府は自治体の措置に対し「総合調整」できるとしている。実際、休業要請の対象業種について、都の案に対し政府から「総合調整」が入った。時間的ロスが生じただけでなく、国民・地域住民に不安や不信感が生まれた。

欧米の州や地方自治体と比べ、わが国の自治体の権限は小さい。しかし、**生活者と直接関わりを持ち、地域ごとの特性や状況に即した、生活者一人ひとりに手の届く行政ができるのは各地方自治体**である。この事態をきっかけとして、**自治体への権限移譲のさらなる明確化など「国と自治体のあり方」については改めて議論されるべきである。**

2 オペレーションの問題

(1)政策の不透明性

生団連に寄せられた声で最も多かったのが、**政策の内容・目的等についての説明が十分ではないなどとする不透明性に対する不安と不満**であった。特措法32条では、緊急事態宣言発出の条件について、(1) 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある、(2) 全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある、という2点を定めている。(1)については疑う余地はないが、(2)の「急速なまん延」については母数が極めて限定されている行政検査の結果から全体像を推測しており、国民への積極的な情報公開もなかった。また、緊急事態宣言解除の基準についても事前に定量的・科学的に明示されておらず、効果測定もないまま曖昧な状況下で国民は我慢を強いられていた。こうした政策の不透明性に対する不安や不満は、政府に対する不信となり、以てそもそもの対策の実効性をも損なうことにつながりかねない。特に緊急時に起こりうる**私権の制限には、その決定プロセスも含め、国民への明確で丁寧な説明が絶対条件**である。したがって、**オペレーションにおいては、政策の正当性・合理性について可能な限りエビデンスを用い、先行きに対する予測も含めたビジョンを示すなど、国民の納得感や政府に対する信頼感を醸成することが求められる。**

(2)情報インフラの未整備

新型コロナウイルス対策として、クラスター（感染集団）を追跡し、人の移動を把握するために、ICTを取り入れる動きが広がっている。わが国においてもICTの活用が検討されているが、現状では保健所職員の感染者らへの聞き取り調査などが情報収集の主体となっている。また、上述した給付金の支給時期の遅れについては、個人データのデジタル化、集約化の遅れにも原因があると言われている。「マイナンバー」の活用も検討されているが、ルール整備は進んでおらず、普及率も低い。**スピーディな政策執行を可能とするためには、情報収集と手続きの両段階において、行政による一定レベル以上の迅速かつ正確なデータの把握が必要不可欠である。プライバシー保護について十分配慮した上で、こうした情報インフラの強化についても議論を深める必要がある。**

(3)政府と自治体の連携不足

前述した権限の境界が曖昧なことにもよるが、政府と自治体との連携不足も所々において明らかとなった。緊急事態宣言の発出前に東京都が休業要請について素案をまとめていたことに対し、政府は当面の間外出自粛要請だけにとどめたい意向を示した。政府と自治体の足並みが乱れたことに国民は少なからず不信を抱いた。大阪府が緊急事態宣言の解除基準について「大阪モデル」を示したことに関しても、大臣と知事のやり取りからその連携の不足が見て取れた。例えば、政府対策本部に全国知事会メンバーを招聘するなど、現行のルール上でも政府・自治体間の緊密なコミュニケーションは十分可能なはずだ。**政府と自治体の連携不足についてはオペレーションによって改善される部分が大きい。**

3 財政の問題

(1)緊急経済対策の問題点と収束後の財政運営について

全ての政策には財政措置が必須である。財政の課題については、迅速性と実効性に重点を置いた全力を挙げての財政措置が求められる緊急時と、平常化への回帰と財政の健全化や規律の回復もポイントとなる収束後の財政運営とで分けて考えていく必要がある。これらの課題については「国家財政の見える化」委員会の課題としても取り組んでいきたい。(「国家財政の見える化」委員会からの報告資料P14-20参照)

(2)地方自治体の厳しい財政状況

法制度とオペレーション共に「国と自治体のあり方」を見直していかなければならない。地域ごとの特性に応じ、地域住民一人ひとりに手が届くような地方自治が望まれるが、その時大きな問題となるのが地方財政の問題である。自治体は自主的政策運営の財源に乏しい。**自主財源を中心とした健全な地方財政が実現されないことには真の地方自治は成り立たないが、緊急事態下においてはさらに多額の財源が求められる。**

地方創生臨時交付金を休業補償として使用することの可否について政府と自治体が対立したことが象徴的だが、交付税に頼らず財政運営できる東京都以外の自治体は地元経済を十分に支えていくことが難しい財政状況にある。自治体からは、国の責任で補償をするべきという声も大きい。**緊急事態も見据えた地方財政のあり方について改めて議論を深めていかなければならない。**

〈生団連の活動方針〉

以上のように、新型コロナウイルス対策の中で顕在化した問題の解決を図ることを生団連は新たな重点課題として取り組むことといたしたい。具体的には次の3つの方向で活動を推進していく。

(1)「国家感染症対策センター(仮称)」の設置

前述のとおり、台湾では「中央感染症指揮センター」が臨時政府のような権限をもって迅速に対策を行い、感染拡大の食い止めに一定の成果をあげてきた。この好事例に倣い、生団連は、流行の第2波がやってくる可能性も踏まえ、対策の司令塔となる**「国家感染症対策センター(仮称)」の設置とそれを裏付ける法整備を政官に提言していく**こととしたい。

迅速かつ実効性の高い感染拡大防止策の執行、医薬品、医療関連品の供給増強なども含む医療体制の強化、緊急事態措置における個々の補償等を含む各経済支援策の打ち出し、そしてこれらの為の財政出動に関する特別措置に至るまで、広範な権限または指揮権限を有するものを想定する。現行の特措法に基づく政府対策本部の権限および構成員を大幅に拡充する形での法改正を目指す。但し、この機関の活動対象は、あくまで今般の新型コロナウイルスまたはそれに類する感染症に限定する。すなわち、政府権限の強化は、国民の一定のコンセンサスが形成されている範囲内とするものである。(本提言の骨子案をP11-13に記載)

(2)緊急事態下の国のあり方に関する平時からの議論

上記センターの設置は、今ある危機の克服に重点を置いたものであるが、**感染症に限らず緊急事態下での法制度とオペレーションについては国のあり方としてしっかりと平時から国民的議論を深めていかなければならない**。生団連では研究と議論を深め、より具体的な形での政官への提言を通じ、課題の解決に取り組んでいきたい。また、財政の問題については**「国家財政の見える化」委員会**の課題として、地方自治に関する事項については**「地域生団連」**の課題としても取り組みを推進していく。

但し、こうした取り組みにおいては、現状を全て否定的に捉えることなく、変えるべきは変える、守るべきは守る、という考えで取り組んでいくこととしたい。例えば、**「民主主義における私権の制限」**に関しては、わが国が「自粛要請」という最低限度の私権制限にとどめながらも、感染拡大防止に一定の効果が出てきているということは**「成熟した民主主義国家」**の証とも言えるのではないかと考えている。今回の政策の効果測定を前提として、客観的な評価も進めていきたい。

(3)「日本式公衆衛生モデル」のグローバル発信

これまでわが国の新型コロナウイルス対策の問題点にスポットを当ててきたが、評価されるべき点も多いのではないだろうか。わが国は諸外国との比較においても、対策の重要な目標である感染拡大防止を高水準で達成できていると思われる。

次ページの表を見ると、諸外国と比較して日本は感染者、死者数共に低水準にとどまっていることがわかる。感染者数については検査件数の少なさが原因だとする批判はあるが、死者数が少ないという事実と、致死率も低いことから、実際にも感染拡大が一定程度抑えられていると十分推測できる。

〈世界の新型コロナウイルス感染状況〉※2020年5月13日現在

国	人口（百万人）	①感染者数（千人）	感染者数/100万人	②死者数（人）	死者数/100万人	致死率（②/①、%）	病床数/10万人		公的医療保険加入状況
							ICU	急性期	
米国	331	1,369	4,137	82,339	248	6.0	34.7	244	35%前後（65歳以上の高齢者・障害者・低所得者のみ）
イギリス	68	224	3,298	32,137	472	14.3	6.6	211	全国民（国営・税方式）
イタリア	60	219	3,663	30,739	506	13.9	12.5	262	皆保険
フランス	65	139	2,147	26,643	409	19.0	11.6	309	ほぼ皆保険
ドイツ	84	170	2,029	7,533	89	4.4	29.2	602	85%
韓国	51	10	214	259	5	2.3	10.6	714	皆保険
中国	1,416	82	58	4,633	3	5.5	3.6	N.A.	2020年までに皆保険を目指す
日本	126	15	**126**	643	**5**	**4.0**	**4.3**	**779**	**皆保険**

日本経済新聞『新型コロナウイルス感染 世界マップ』、OECDData、厚労省HPより生団連作成

これらの要因について大きく2点考えられる。1点目は**医療体制**。欧米におけるドイツの際立った致死率の低さの背景には、強固な医療システムがあるとされている。経済協力開発機構（OECD）によると、重症者を運び込む集中治療室（ICU）は人口10万人あたり約29床あり、致死率の高いフランスの3倍近い。日本はICUは同4.3床にとどまるが、ハイケアユニット（HCU=高度治療室）等を含むICU相当だと同13.5床に、そして急性期病床全体では同779床と世界トップの水準である。このキャパシティに加え、「国民皆保険」「フリーアクセス」といった制度の強みと医療の現場力により感染（確認）者は全て医療ケアを受けることができている。医療従事者の方々のご尽力のおかげであるが、これまでのところ検査体制も含めた医療体制は感染拡大防止に十分機能していると思われる。

そして2点目は、**保健所を中心とした「日本式公衆衛生モデル」の存在**である。日本国憲法は、25条の第2項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としている。**保健所は、わが国の公衆衛生の最前線の機関**として位置付けられており、地域保健法および感染症法に基づいて日ごろから感染症が発生しないような予防活動と備えを行っている。今般の新型コロナウイルス感染拡大に対しては、地域における健康危機管理の中核機関として、聞き取り調査による感染者の発見および陽性患者の感染経路割り出し等を中心に活動しており、**クラスター対策において重要な役割を担っている**。計469か所に設置（2020年4月現在）されたこの全国規模の保健所ネットワークが、わが国の感染者数と死者数を低位に抑えることに大いに貢献していると見られる。

生団連は、**こうしたわが国の優れた点も含め、対策の客観的評価を進め、特に保健所が公衆衛生において果たしている機能については、「日本式公衆衛生モデル」としてグローバルに発信**できないかを検討していきたい。

〈「国家感染症対策センター（仮称）」設置の提言 骨子案〉

現行法制下（新型インフルエンザ等対策特別措置法、以下、特措法）での新型コロナウイルス対策で顕在化した問題点を踏まえ、流行の第2波、第3波の到来に備える観点からも、特措法に基づく「政府対策本部」に替わる司令塔**「国家感染症対策センター（仮称）」**（以下、センター）の設置とその裏付けとなる同法の改正を政官に働きかけていく。

1 政策決定プロセスの透明化

政策の正当性・合理性について可能な限りエビデンスを示し、その決定プロセスを国民に「見える化」することが司令塔機関には求められる。種々対策の実効性を高めるためには、国民の納得感や政府に対する信頼感を醸成することが必要不可欠である。この観点から、センターに政策決定プロセスとその発信機能を集中させることとし、各分野の専門家をセンターの正式構成員とする。（第16条6項を改正）

2 権限の強化

緊急事態下では、司令塔機関が現場情報と幅広い分野の知見を束ね、迅速に実際のオペレーションに関わる自治体や各省庁等に指示を出さなければならない。対策の迅速性と実効性を高めるため、センターの権限強化を図る。

(1) 自治体首長の招集権限

自治体との連携の乱れは国民の不安・不満につながり、対策の実効性を損ないかねない。**権限規定の再整備に加え、緊密な連携が取れるように自治体首長の招集を可とする。**（第16条6項を改正）

(2) 自衛隊の派遣要請権限

ダイヤモンドプリンセス号での対処で明らかとなった自衛隊の緊急事態への対応力をフル活用できるように、また医療提供体制の強化の観点からも、**自衛隊の派遣要請ができる権限をセンターに付与する。**（第20条に追加）

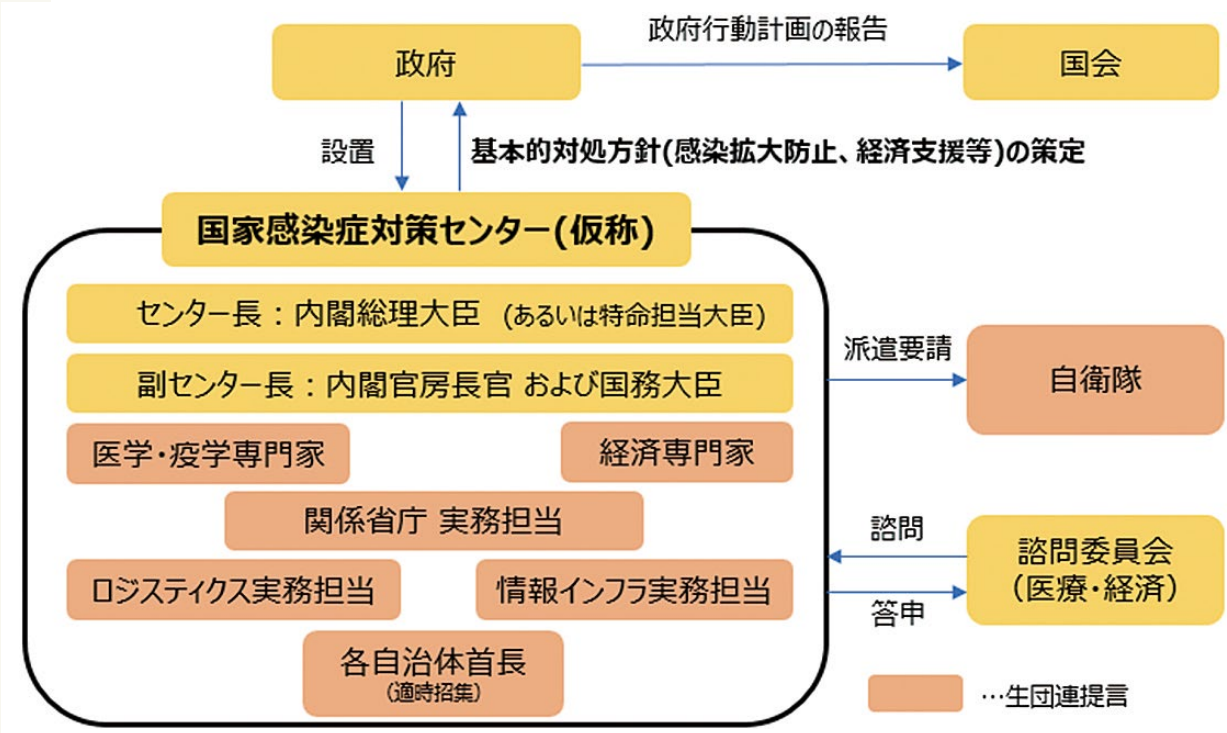

3 さらにセンターの機能を強化するために

(1)迅速かつ実効性の高い感染拡大防止策の執行

①具体的アクションプランの作成

政府からの命令がお題目で終わらないように、感染拡大防止策は実務担当者のアクションプランにまで落とし込む必要がある。実務担当者もセンターの構成員とすることで実現性のあるプランニングが可能となる。(第16条6項を改正)

②実効性を担保する補償体制の整備

行動制限の要請においても補償を行うことを明記し、国民の納得感・安心感を醸成し、緊急事態措置の実効性を高める。(第45条に追加)

(2)医療提供体制の強化(医薬品、医療関連品の供給体制増強なども含む)

①医療提供体制の現状把握　～現場情報が集約できる仕組みづくり

医療資源(人員、病床、医薬品、医療関連品等)の必要数の把握に加え、国内の備蓄状況、国内外の生産・供給能力をセンターが総合的に掌握できる仕組みをつくる。(第20条に追加)

②生産・供給体制の整備　～サプライチェーン全体にわたる指揮権

医療資源が不足する事態となったときは、**一定の補償を前提に、医薬品、医療関連品等の生産、増産命令(生産に必要な原材料の調達も含む)ができる権限をセンターに持たせる。**(第55条を改正)

(3)各種経済対策の打ち出し

経済・社会活動を制限する緊急事態措置については、実効性を高めるためにもそのマイナス影響を見据え、個々の措置に紐づいた補償、さらには家計・企業への給付等の経済対策が同時に打ち出されなければならない。センターの機能と権限にこれらを加え、**補償、経済対策等も「基本的対処方針」の対象とする。**(第18条2項に追加)

※財政出動の特別措置

上記項目を実践するためには財源が必須である。財源の手当てについても特例的な権限を有するべきとの考えもあるが、財政民主主義に関わる重い問題であるので、この点は別途議論する。但し、**補正予算の予備費についてはセンターがその使用につきイニシアティブを取れるようなルールづくりは検討すべきである。**

〈特措法改正点まとめ〉

項目		現行	改正点
センターの組織		(組織) 第16条6項 政府対策本部員は、国務大臣のみで構成	第16条を改正 構成員の拡充 ・医学・疫学の専門家 ・経済の専門家 ・各自治体首長の招集権限 ・指定行政機関の実務担当者 ・情報インフラ、ロジスティクス実務担当者
感染拡大防止策	補償体制	(感染を防止するための協力体制等) 第45条 感染防止の協力要請のみで補償に関する項目はない	第45条に追加 行動制限の要請においても補償を行い、感染拡大防止策の実効性を担保
	自衛隊の派遣要請	(権限) 第20条 「総合調整」を行うことができるという記載のみ	第20条に追加 新型インフルエンザ等対策を迅速かつに実施するために自衛隊の派遣を要請できる権限を追加
医療提供体制強化	情報集約	(権限) 第20条 「総合調整」を行うことができるという記載のみ	第20条に追加 センターに医療等の提供体制の情報を自治体から集約できる権限を付与
	生産命令	(物資の売渡しの要請等) 第55条 医療資源の収容・保管までしか権限が及ばない	第55条を改正 一定の補償を前提に、医療資源の生産、増産(原材料の調達も含む)を命令する権限を付与
経済対策		(基本的対処方針) 第18条2項 基本的対処方針に経済対策に関する項目はない	第18条2項に追加 基本的対処方針に新型インフルエンザ等対策の実施に関する経済対策を追加

3 課題別委員会より

2.新・重点課題「緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し」で、今般の新型コロナウイルス対策の問題点を踏まえ、生団連として今後取り組むべき課題を掲げた。これに加え、既存の課題別委員会からも、各々の取り組み課題において、新型コロナウイルスの感染拡大によって浮き彫りとなった新たな課題や改めて取り組みを強化すべき点等について報告する。

1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第1次補正予算)を受けて

～「国家財政の見える化」委員会より

〈サマリー〉

Ⅰ. 緊急経済対策の概要について
(1)事業規模117.1兆円・GDP2割程度という世界最大級の規模感
(2)拡大収束までの「緊急支援フェーズ」と、収束後の反転攻勢に向けた「V字回復フェーズ」
(3)5本の柱それぞれの具体的取り組み項目と予算配分

Ⅱ. 緊急経済対策の問題点について
(1)本当に必要な対策に十分な予算が充てられているか
(2)有効かつ必要なタイミングで対策が実施されているか
①リーダーシップの欠如・政治判断の遅れ
②電子政府(E-government)の遅れ・不整備
③憲法・財政法などの法制度による制約

Ⅲ. 収束後の観点―経済の回復・成長に向けた中長期的な視点に立つ財政運営
(1)経済の回復・成長と財政規律のバランス
(2)中長期的観点を持った平時からの財政運営の必要性

新型コロナウイルス感染症の影響が一向に収束せず、内外経済に甚大な影響をもたらしている中、感染拡大を防止し、早期に収束させるとともに、雇用の維持・事業の継続、そして生活の下支えを最優先に全力で取り組む観点から、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を盛り込んだ補正予算案が4月30日に可決・成立した。当初計画していた減収世帯への30万円給付を取り下げ、**1人あたり10万円の特別定額給付金が盛り込まれ緊急経済対策は117兆円の規模となった。**「国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ」と題されているように、国民生活に寄り添い、国民の不安を解消する内容・予算配分になっているのかの検証も踏まえ、コロナ収束後に「国家財政の見える化」委員会として議論すべき課題について報告する。

Ⅰ. 緊急経済対策の概要について

(1)事業規模117.1兆円・GDP2割程度という世界最大級の規模感

「世界的に見ても最大級の措置」と報道されていた通り、**緊急経済対策の事業規模は総額108.2兆円、国内総生産(GDP)の2割程度**にのぼる。米国では事業規模240兆円の対策を講じるようだが、これはGDPの1割程度であり、諸外国も概ねGDPの1割程度となっているため、日本の規模の大きさが注目

されている。また**政府の財政支出（真水の部分）は39.5兆円**にのぼるという。これまで**過去最大だったリーマン・ショック時の経済対策は事業規模56.8兆円、財政支出15.4兆円**であり、それと比較しても2倍程度の規模がある。

さらには与野党、国民からの声を受け予算案を組み替えたことで、**1人あたり10万円の特別定額給付金が盛り込まれ約8.8兆円を増額。事業規模117.1兆円、財政支出48.4兆円の緊急経済対策**となっている。

(2) 拡大収束までの「緊急支援フェーズ」と、収束後の反転攻勢に向けた「V字回復フェーズ」

この経済対策は基本的な考え方として大きくは2つの段階を意識したものとなっている。

「**緊急支援フェーズ**」：感染症拡大の収束に目途がつくまで。**事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも雇用と事業と生活を守り抜く段階。**

「**V字回復フェーズ**」：収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進。**早期のV字回復を目指し、特に消費の落ち込んだ業界の消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講ずる段階。**

(3) 5本の柱それぞれの具体的取り組み項目と予算配分

上記の2つのフェーズを意識した今回の経済対策は、**国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意をもって、強大かつ効果の大きい施策を5本の柱として展開していくとしている。**主な取り組み項目、規模について以下図表にて記載する。2つ目の柱に特別定額給付金が盛り込まれたことで、当初案よりも約8.8兆円積み増されている。

【図表：緊急経済対策の 5 本の柱と主な取り組み項目】

5 本の柱	主な取り組み項目	事業規模 （構成比）	うち、財政支出 （構成比）
感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	マスク・消毒液等の確保 検査体制の強化と感染の早期発見 医療提供体制の強化 治療薬・ワクチンの開発加速	2.5 兆円 （2.1%）	2.5 兆円 （5.2%）
雇用の維持と事業の継続のための支援の更なる強化	雇用調整助成金の助成率の緩和、助成対象者の拡充 実質無利子・無担保の融資 中小・小規模事業者、個人事業主に対しての持続化給付金（仮称） **一律 10 万円 / 人の特別定額給付金** 児童手当 1 万円 / 人の上乗せ	80.0 兆円 ⇒ **88.8 兆円** （75.8%）	22.0 兆円 ⇒ **30.8 兆円** （63.6%）
次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	甚大な影響を受けた分野で重点的な「Go To キャンペーン（仮称）」	8.5 兆円 （7.3%）	3.3 兆円 （6.8%）
強靭な経済構造の構築	強固なサプライチェーンへの改革 海外展開企業の事業 デジタル・トランスフォーメーションの加速 公共投資の早期執行	15.7 兆円 （13.4%）	10.2 兆円 （21.1%）
今後への備え	状況に応じた追加対策	1.5 兆円 （1.3%）	1.5 兆円 （3.1%）
	合計	108.2 兆円 ⇒ **117.1 兆円**	39.5 兆円 ⇒ **48.4 兆円**

Ⅱ. 緊急経済対策の問題点について

すでに閣議決定、国会での予算審議を経て可決・成立しているものであり、内容について是非を唱えるタイミングでないことは承知しているものの、今回の緊急経済対策に関連して考えられる問題・課題を「国家財政の見える化」委員会の視点から考えてみたい。(1) 本当に必要な対策に十分な予算が充てられているか、(2) 有効かつ必要なタイミングで対策が実施されているか、という2つの視点で整理した。

(1) 本当に必要な対策に十分な予算が充てられているか

①医療提供体制の整備など最優先事項への配分は十分か

「世界最大級の経済対策」と、その総額ばかりが注目・報道されているが、**本当に必要な対策に十分な予算が充てられているかが肝要**である。対策の5本の柱については上述した通りであり、**何よりも必要な対策は1つ目の「感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」**と考えるが、この対策には**2.5兆円、総額の2.1%しか配分されていない**。感染拡大を防ぎ、そのために必要な医療体制を整える内容になっているのか疑問を感じる。

感染症拡大の収束に目途をつけ、次のフェーズに向かうためには医療体制の充実が欠かせない。5月5日に大阪府が独自に示した「大阪モデル」の自粛・休業の解除指標の1つには「重症者の病床使用率」が設定されており、毎日数値として示されている。**我々国民は医療崩壊を起こさないためにも、経済・社会活動の自粛を余儀なくされているが、国の医療体制の整備状況については伺い知ることができない。**

5月4日の専門家会議の提言においても**日本の人口10万人当たりのPCR検査数は諸外国と比べると「明らかに少ない」**ことが指摘されている。保健所の業務過多、検査を担う地方衛生研究所の人材不足、マスクや防護服の調達遅れなどと理由が挙げられ、首相は「目詰まり」と表現しているが、目標の2万件にほど遠い状況がなぜ起きているのか、解決に向けてどのようなアクションを起こしているのか説明はなされない。**国民生活に負担を強いる緊急事態宣言が延長された今、これまでの期間に十分な対策が行われていたのか疑問を抱く。**

国民の不安払しょくのためにも医療体制の整備及び治療薬の開発への十分かつ早期資源投入に加え、進捗情報の開示を求めるところである。

②不急な対策の存在

医療分野への資源配分が少ない一方で、不要ではないが緊急性には欠ける対策が盛り込まれてはいないだろうか。例えば**感染収束後に官民を挙げた経済活動の回復には事業規模8.5兆円、財政支出3.3兆円が計上**されているが、**「"Go To"キャンペーン」**と呼ばれる用途を限定したクーポン券の配布、割引キャンペーン、ポイント付与へ**約1.7兆円**に加え、**文科省による地域ごとの多種多様な文化芸術、スポーツ体験の機会創出などにも対策・予算が組まれている。**これらも重要ではあるが、**緊急性の観点から今織り込む必要があるか、また、本当の意味で経済活動の回復を図るためには必要なのか、国民の声の届いた議論がなされたのであろうか。**

③必要十分な対策が講じられるために

東日本大震災の復興予算でも被災地とは直接関係のない事業があるとされている。今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策においても、**「117兆円の大規模な措置」として全体の規模だけを評価・判断するのではなく、私たち国民生活に寄り添い、支え、この国難を乗り越えられるために必要な対策かつ十分な予算配分になっているのかについては、改めて検証することが重要である。**

今後も二次補正予算など断続的な追加対策が進められるとのことだが、追加の対策を否定し拒むものではないものの、**国民感情に寄り添った対策であることに加え、歯止めが効かない際限のない**

経済対策にならないよう、本当に必要な対策への効果的な配分を求めたい。

また、**普段の予算策定においても問題点と認識している「各省庁による積み上げ・縦割り」、「司令塔不在」という仕組みがこのような事態を招く要因**と考えている。平時はもちろんのこと、特に危機管理においては、**強力なリーダーシップのもと、省庁一体となるために横串を刺し、あるべき方向へ一挙に導く行政体制の構築も本委員会の課題として取り組んでいきたい。**

(参考)東日本大震災時の復興予算について

東日本大震災時には復興に向けた様々な対策が打たれたが、復興予算で実施された事業のうち**326件(23.2%)、約1.4兆円(9.2%)は被災地とは直接関係のない事業**と判断されている。その代表例として、

■文科省:復興予算389億円で被災地以外の国立大学の体育館、図書館などの施設を建設
■国交省:「道のないところに道路ができれば防災に役立つ」と100億円をかけて沖縄と北海道で国道を整備
■農水省:「被災地の住宅再建のために木を植える」と九州に林道を整地
■水産庁:「かつて捕鯨の町だった石巻を商業捕鯨再開で活気づけたい」と23億円の調査捕鯨とシーシェパード対策

などと報道されており、上記のような**被災地支援と関連性があるとは到底思えない事業が件数にして2割、金額にして1割もあった**という。

これらは歳出削減により捻出した約8.5兆円に加え、次の世代に負担を先送りすることなく今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うという考えに基づき、**「復興増税」として我々国民から追加徴収された約10.5兆円が財源となっている。**復旧・復興のために納めた税金を、本来の目的とは異なる事業に費やしていたという信じがたい事実がつい数年前に起きていたことをこのタイミングで改めて認識しておく必要がある。

(2)有効かつ必要なタイミングで対策が実施されているか

本当に必要な対策に十分な予算が充てられているかに加えて、それらが有効かつ必要なタイミングで実施されることも欠かせない。タイミングを逸してしまえば効果の低い対策に成り下がってしまう。

諸外国では3月上旬から具体的な経済対策が打ち出され、早急に取り進められている。日本では感染拡大が比較的緩やかであったとはいえ、安倍首相から取りまとめの指示が出されたのが3月17日、今回の経済対策の閣議決定が4月7日、その後の異例の組み替えにより最終的な閣議決定が4月20日、4月30日に国会成立というスピード感である。3月以降様々な活動自粛が要請されたことで経済活動にも大きなダメージがあり、収入減少を余儀なくされている個人・中小事業者の数は計り知れない。**雇用の維持と事業の継続に向けた支援、さらには生活困窮者への給付金はとりわけ急を要するが、事務手続きの煩雑さや、政策決定の遅れに起因して、迅速に行えていないのが現状**である。

諸外国と比較し、緊急時における対策の遅れが起きる要因として以下3点を挙げる。生団連全体としての新たな重点課題であるが、財政運営に大いに関係する項目であり、本委員会でも研究と議論を深めていきたい。

①リーダーシップの欠如・政治判断の遅れ

(1)でも記載した通り、特に危機管理においては強力なリーダーシップが求められる。国家がとるべき正しい戦略を示し、国民を束ねる強いリーダーシップが期待されるが、今回の政府の対応を見ると、政策の意思決定が遅いばかりか、その内容に変更が生じるなど混乱が生じている。前述の通り、省庁一体となり一挙に導く行政体制になっているとは思えない。行政体制に欠けている点を平時から見つめ直す必要がある。

②電子政府(E-government)の遅れ・不整備

ネットワークやデータベース技術を利用した電子政府への対応が、諸外国と比較すると劣後している点が浮き彫りになった。今回の事態において、諸外国では渡航歴、収入・納税データなどの個人情報の把握、給付金の振り込み、マスクの購入制限などにデジタル技術を活用して取り組んでいる。しかし、日本ではマイナンバーと銀行口座のひも付けが認められていない。もしマイナンバーの活用が進められていれば、資産状況の把握や給付金の振り込みに役立てられたという声も聞こえる。もちろん個人情報保護の観点など懸念される点もあるようだが、今一度検証しながら電子政府を推進していく必要がある。

③憲法・財政法などの法制度による制約

結果的に個人への現金給付は5月以降となり、緊急対策と言いながらも危機下での執行に2か月以上を要する。これは憲法の定める財政規定と財政法により、当初予算成立までは補正予算の策定に入れない、予算案の提出には与党の了承と閣議の決定を経るという民主主義の仕組みに起因している。この仕組みそのものを否定するものではないが、危機にも迅速に対応できる民主主義への議論を進める必要がある。

Ⅲ. 収束後の観点　―経済の回復・成長に向けた中長期的な視点に立つ財政運営

未曽有の感染症拡大により、いわゆる「国家の財政再建」については少なからず影響を及ぼしてはしまうであろう。しかし、今はその心配をするよりも、まずは目の前の国難に対し、精一杯対策を講じるべきである。

一方で、新型コロナウイルス感染症が収束した後の反転期においては、今後の中長期的な日本経済の発展を確かなものとする政策が求められるようになる。4月30日に成立した**特別会計込みで25.7兆円の補正予算**により、2020年度の一般会計予算は**当初の102.6兆円から128.3兆円にも膨れ上がった。**公債発行で補うため、**2020年度の公債発行額は58.2兆円となり、当初予算の約1.8倍にも増大する。**補正予算では税収の減額補正はしていないので、税収は当初予算で見積もった63.5兆円のままであるが、感染症の影響を受け、税収は恐らく低下すると考えられる。こうした状況下でバランスのとれた財政運営を実現すべく、本委員会が中心となって生団連としても全力を挙げて取り組むべきコロナ収束後の財政運営についての課題を整理した。

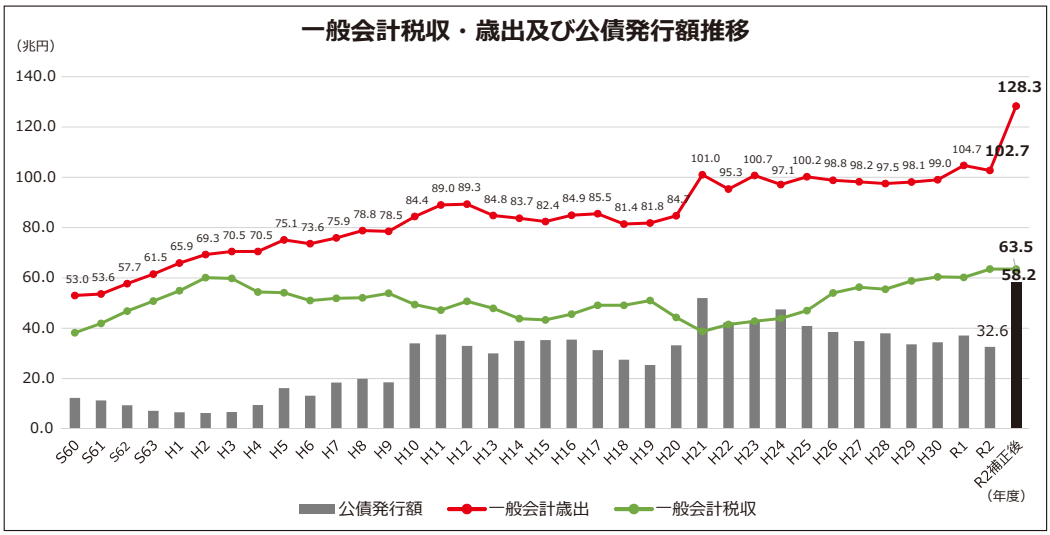

※財務省データより生団連作成

(1)経済の回復・成長と財政規律のバランス

①財政健全化スケジュールの再設定

2020年単年度の財政悪化はもちろんのこと、収束後の回復には長い時間がかかることが想定され、**政府目標である「2025年度プライマリーバランスの黒字化」からは大きく遠ざかる。**そもそも今年1月の経済財政諮問会議「中長期の経済財政に関する試算」においても、成長実現ベースであっても達成が見込めない目標値であり、GDPの大幅な下落が見込まれる今回の国難を機に、この政府目標は当面の延期・見直しが望まれる。

仮にこの目標が維持、もしくは多少の見直しで継続となってしまった場合、**歳出を減らす=必要な事業の削減、歳入を増やす=消費税を含む復興増税など、私たちの暮らしに大きな影響を与えるであろう選択がされかねない。**今一度、**プライマリーバランスの黒字化の重要性、またはその時期について検証する必要がある**と考える。

②長期的展望に立った税の見直し

また、消費税も含めた税政策についても今一度検討する必要がある。19年10月に実施された8%から10%の**消費増税の影響を受け、19年10～12月期の国内総生産の増減率は、前年と比べて年率換算でマイナス7.1%と大幅に減少。**消費増税によって大きく景気が後退したところに、新型コロナウイルス感染症という国難が降りかかっている。

今回の事態を受け、国会議員の中でも与党も含めた「消費税減税勢力」として大きな塊になりつつあることも事実だ。**当面の全品目軽減税率0%の適用や、永続的な消費税率5%への減税**も提言されている。今年度の消費税収は21.7兆円を見込んでおり、**仮に5%への減税となれば10兆円の追加の財政支出と同義**となる。報道を見る限り、政府は消費税減税に消極的のようだが、**「真に必要な経済対策」を検討するうえでは消費税減税も対策の1つであり、除外されるべきではない。**一方で、場当たり的な対応ではなく、長期的な展望を持って検討を進めたい。

③成長と規律の両立

当面は経済の回復・成長に重点を置いた対策が取られるべきであるが、いつまでも多額の公債を発行し、財政規律を欠いた状態が継続されることは望ましいことではない。その反面、財政規律ばかりに気をとられ、必要な対策が施されないことがあってもならない。**目の前の経済の回復と将来的な経済の成長を目指しながらも、健全な財政規律を取り戻すバランスの取れた財政運営を考える必要**がある。

(2)中長期的観点を持った平時からの財政運営の必要性

①複数年度予算制度の導入へ

我が国では厳しい財政事情もあり、行政の無駄に厳しい視線が向けられ、「行政のスリム化」が進められてきた。一方で今回の危機が起きたことで、例えば病床の少なさや検査能力が足りないなど公的機関の余力のなさを感じる場面が少なくない。**あらゆる政策課題において何が必要で何が無駄なのか、今まで以上にしっかりとした見極めが求められる。**

すなわち、将来の財政運営に大きな影響を及ぼすであろう経済対策を講じている**今こそ、5年後10年後、さらにその先の我が国の成長に向けて、中長期的な視点に立った財政運営を進める必要がある。**そのためにも**生団連で今年度活動計画に掲げる「複数年度予算制度」については欠かせない要素**であり、実現に向けて議論を深めていきたい。

②改めて「国家財政の見える化」を

コロナ収束後には**今までに経験したことがない大変難しい財政運営が長期に渡って求められる。**国と国民との間の信頼関係の構築が大前提になる。だからこそ、どのように財政を立て直し、わが国の持続的成長を実現するのかについて、**国民にとって分かりやすい議論がなされなければならない。「国家財政の見える化」がこれまで以上に重要になってくる。本委員会で議論を重ね、そのための効果的な対策や手段について導き出し、必要な提言を進めていきたい。**

【参考】令和2年度第2次補正予算の概要と評価

5月27日、政府は新型コロナウイルスの感染拡大を受けた本年度の第2次補正予算を閣議決定した。**事業規模117.1兆円、うち、真水と呼ばれる国費は33.2兆円という大規模な予算編成**となった。

生団連では、「緊急事態宣言の延長 ～強力な追加経済対策と経済活動平常化に向けた取り組みの強化を（5月1日提言）」と政府宛に要望してきたが、第1次補正予算に続けての大規模な措置は、経済を支え、国民の生活を守ろうとする政策意思が表れており相応に評価できると受け止めている。今後の迅速かつ円滑な各施策の実施が望まれる。

Ⅰ. 概要

項目	事業規模（民間含む）	財政支出（財投含む）
1. 雇用調整助成金の拡充等	0.5兆円	**0.5兆円**
2. 資金繰り対応の強化	11.6兆円	**11.6兆円**
政府系金融機関からの財政投融資	39.4兆円	39.4兆円
民間が拠出する資金	44.6兆円	
3. 家賃支援給付金の創出	2.0兆円	**2.0兆円**
4. 医療提供体制等の強化	3.0兆円	**3.0兆円**
5. その他の支援	4.7兆円	**4.7兆円**
6. 新型コロナウイルス感染症対策予備費	10.0兆円	**10.0兆円**
合計 ※その他項目を含む概算	117.1兆円	72.7兆円
うち、いわゆる真水部分の合計 ※太字、特別会計含む	—	**33.2兆円**

※財務省データ・各紙報道をもとに生団連作成、一部推定金額記載

特に下記の点においては現場の実情や要望を踏まえた対策となっている。

- **▶真水部分で33.2兆円という財政支出の規模感**
- **▶2兆円の家賃支援給付金の新設**
- **▶2. 2兆円の医療・介護施設への緊急包括支援金の拡充**（1次補正では1,490億円）
- **▶2兆円の地方創生臨時交付金の拡充**（1次補正では1兆円）
- **▶今後の事態に迅速に対応するための10兆円の予備費の確保**（1次補正では1.5兆円）

Ⅱ. さらに膨らむ国家財政

一方で、今年度の一般会計歳入歳出予算総額は、**当初の102兆円から160兆円を超える規模**となる。**新規の国債発行額は過去最大**（リーマン・ショック後の51.9兆円）**を更新し、90.2兆円に膨らむこととなり、歳入に占める国債の比率は56.3%に達する。**

もちろん、目の前の国難を乗り切るためには大規模な対応が求められるが、同時に中長期的に持続可能な財政運営が欠かせない。「国家財政の見える化」委員会としてコロナ後の財政運営・経済の健全化を見据え、今後も議論を進めていく。

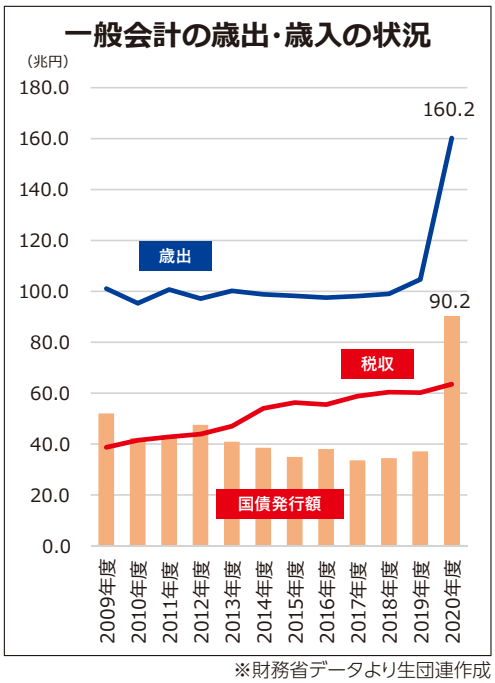

※財務省データより生団連作成

2 新型コロナウイルス感染拡大による外国人への影響と課題

～外国人の受入れに関する委員会より

〈サマリー〉

Ⅰ. 現状把握

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染拡大による影響と課題

(1)生活者としての外国人の受入れを

留学生の内定取り消しや雇い止めによる在留外国人の生活困窮がある一方、雇い主側では人手不足が深刻化するなど新型コロナウイルス感染拡大をめぐる影響が顕在化している。未だ日本社会で外国人が弱者である現状を鑑みても、外国人の受入れに関する行動指針の策定は重要である。生団連は早期の発信を目指していく。

(2)「誰1人取り残さない」教育環境の整備と教育の機会提供継続の必要性

4万人を超える日本語指導が必要な児童生徒や就学不明の外国籍児童は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で教育機会が分断される危機にある。特に、共働き世帯の子どもによる自己学習レベルの低下、家庭でのデジタル環境格差など課題が多い。共生社会を構築していくにあたり、「誰一人取り残さない」という発想に立ち、日本人と同様にすべての外国籍児童にも継続した教育機会の提供を行うサポートが必要である。

新型コロナウイルスの感染拡大で日々状況が変化する中、わが国の在留外国人にも多方面で影響が出ている。会員から寄せられた実際のケースをここに共有するとともに、新たな課題や対応策についても検討項目として引き続き委員会活動を行っていきたい。

Ⅰ. 現状把握

(1)在留外国人数(2019年12月31日現在。3月27日出入国管理庁発表)

全体:293万3,137人(昨年比 20万2,044人増)

〈在留資格別〉「永住者」　79万 3,164人 (昨年比3%増)

「技能実習」41万　972人 (昨年比25%増)

「留学」　34万 5,791人 (昨年比3%増)

(2)「特定技能」について

〈特定技能の分野別割合〉

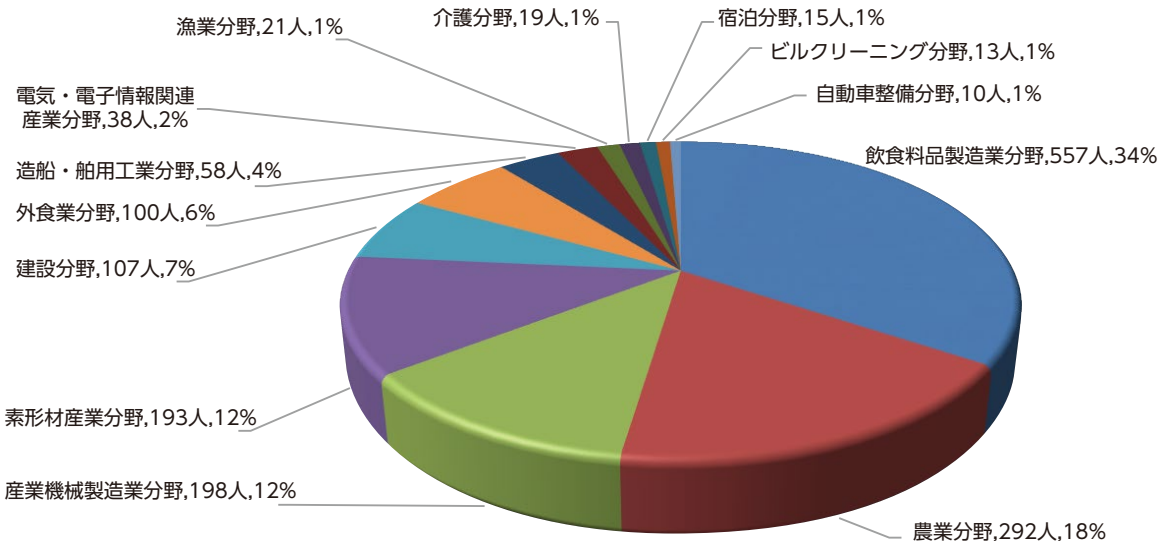

出典:法務省 特定技能在留外国人数の公表2019年12月末　n=1,621　航空分野従事者はなし

2019年4月に開始し、初年度で最大4万7,000人の受入れを目指していたものの、**今年2月末時点では2,994人にとどまる。**新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、国際的な人の移動制限や各国からの送り出し停止措置等があり、今後の人数増減の動向は極めて不透明と言える。以下は、2019年12月末時点における特定技能1号在留外国人の「分野別割合」をグラフで示したもの。飲食料品製造業、農業従事者で全体の5割以上を占める。（特定技能2号外国人の在留はないため、すべて特定技能1号在留外国人）

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染拡大による影響と課題

(1)生活者としての外国人の受入れを

一部メディアで、ハローワークに留学生から内定取り消しの相談が寄せられていると報じられた。観光客の激減や外出自粛によって大きな影響を受けている宿泊業や外食業に加え製造業でも外国人を解雇する動きが出ている。厚生労働省はウェブサイトなどで複数言語・やさしい日本語を用いて休業手当・年次有給休暇ほか労働者の権利を説明しているが、有識者からは**解雇による在留資格取り消しの問題**が指摘されている。

一方、出入国在留管理庁は4月17日、新型コロナウイルス感染拡大の影響により解雇され実習が継続困難となった技能実習生等に対して、特例で異業種への転職を認める旨を発表し、20日から希望者の受付を開始した。需要が激減した業界で解雇された人が再就職しやすいように雇用維持支援を行うとともに、技能実習生等が来日できず、人材確保が困難となっている分野での就労促進を行うことも目的としている。

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を集約し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう各分野の関係機関へ情報提供をすることで、新たな就職先との迅速かつ効率的なマッチングの実現を目指している。

当委員会の中心メンバーの**公益財団法人日本国際交流センター**執行理事 毛受敏浩氏は、在留外国人が直面する課題として「情報面」と「仕事面」の2点を挙げる。

「『情報面』については、政府や自治体からの『やさしい日本語』による発信は増えているものの、日々最新情報を得る日本人と外国人との間には情報格差が生じやすいという課題がある。さらに、情報の捉え違いや、多言語対応の難しさもある。

『仕事面』については、**在留外国人の方は派遣などの非正規労働に従事する方が非常に多く、雇い止めや解雇に遭うことで不安定な生活を強いられるという問題**がある。今後ますます少子高齢化が進む日本は外国人の労働力に頼らざるを得ない。新型コロナウイルス感染症の混乱の最中で安易に外国人切りに走るべきではない。もし『日本は安心して働けない国』というイメージが広がれば、外国人が日本に来てくれなくなる。技能実習生向け再就職支援策は、日本で暮らす外国人に安心を与えるとともに、国際的にも良いメッセージになる好事例だ。」

日本の都合が押し付けられる弱い立場の外国人。こうした現状を鑑みても、私たち受入れ側に生活者としての外国人を受入れていくための基本的な心構えが必要である。生団連は、**「外国人の受入れに関する行動指針」**の策定を進め、その早期発信を目指したい。

▲就業ビザを取得し、英会話講師として勤務する男性

▲外食業で特定技能1号を取得し活躍する男性

(2)「誰一人取り残さない」教育環境の整備と教育の機会提供継続の必要性

外国人本人の日本語教育に加えて、外国にルーツをもつ子どもたちの日本語教育環境の未整備については、委員会でも重大な課題として議論されてきた。4万人を超える日本語指導が必要な児童生徒や就学不明の外国籍児童に対するその対応は、地方自治体およびNPO法人やボランティアに委ねられているのが現実である。

3月末に文部科学省より公表された「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」の報告においては、分野ごとに主に5つの施策が挙げられ、その1つとして「就学状況の把握、就学の促進」が盛り込まれている。中でも、「速やかに実施すべき施策」として「日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付ける」との内容があり、約2万人の外国人の子どもが就学していない可能性があることを大きな問題として捉えている。**外国人の子どもたちが将来にわたってわが国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在ということ**を前提に制度設計を行う必要があること、そして**「誰一人取り残さない」という発想に立ち、すべての外国人の子どもが就学すること**を目標に、社会全体としてその環境を提供できるようにするという考えに基づくものである。

参考:文部科学省　外国人児童生徒等の教育の充実について(報告)
出典:文部科学省HP　https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext_00255.html

当委員会の中心メンバーであり、上述の「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」委員でもある**特定非営利活動法人青少年自立援助センター(YSCグローバル・スクール)**の田中宝紀氏(左写真)から、新型コロナウイルス感染拡大による外国にルーツを持つ子どもや若者への影響について情報が寄せられた。

現在、外国人保護者が営むレストランやエスニックスーパーなどでの売り上げ減少や、パート・派遣切りによる失業などの経済的な影響が顕在化し始めている。今後、**外国人保護者等の経済状況の悪化が進めば不就学の子どもや進学をあきらめる子どもが増加するなど教育に悪影響を与えかねない。**同センターでは、継続した教育機会の提供や、いざという時にSOSを出しやすいようなオンラインでのつながりを維持する取り組みを進め、全国にいる外国にルーツを持つ子どもたちへ向けた支援を行っていく予定だが、共働きの両親を持つ子どもの学習レベルの低下やデジタル環境格差など課題は多い。

2020.04.17　ニュース

Zoom で　べんきょう　を　おしえます。YSC Global School: Free Online Learning Support for Foreign Children in Japan

いいね!　シェア　ツイート　Pocket　LINEで送る

Zoom で　べんきょう　を　おしえます。YSC Global School: Free Online Learning Support for Foreign Children in Japan

YSC　グローバル・スクール　(YSC Global School)　は、　とうきょうと　ふっさし (Fussa-shi, Tokyo) に あります。NPO (Non Profit Organization) です。

2010ねん　から　おとうさん　か　おかあさん　が　がいこくじん　の　こども　に　にほんご　と　がっこう　の　べんきょう　を　おしえています。せんせい　は　プロ (Professional) で、ボランティア (Volunteer) ではありません。

しんがた・コロナ (Covid-19) のために、がっこう　で　べんきょう　できない　こどもたち　に、Zoom (video conferencing service) を　つかって　にほんご　と　がっこう　の　べんきょう (しゅくだい)　を　おしえます。

▲YSCグローバル・スクールHPにて勉強会開催告知

▲Zoomを通じて勉強をする子どもの様子

写真提供:田中宝紀氏

【まとめ】
このまま新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化すると、在留外国人たちは外国で暮らすことの負担に加えて、心理面でも経済面でも重い負担を強いられる。彼らが日本社会で分断されないために、生団連はこの課題をしっかりと認識し、議論し、発信していかなくてはならない。そして、新型コロナウイルスの収束後を見据えた共生社会実現に向けて前進すべく、積極的な委員会活動を推進していきたい。

3 新型コロナウイルス感染症がわが国のエネルギー安全保障に及ぼす影響

～「エネルギー・原発問題」委員会より

〈サマリー〉

Ⅰ. 現在の電源構成とLNGの特徴
(1)現在の電源構成におけるLNGの割合　～高いわが国の LNG依存度
(2)LNGのメリットとデメリット　～大量輸送はできるものの、長期備蓄が難しいLNG

Ⅱ. 現況下における「備蓄」の課題　～ LNGの備蓄は2週間分

Ⅲ. エネルギー安全保障の観点から
～世界の中でも極めて低いわが国のエネルギー自給率

新型コロナウイルスの感染拡大により、人々の生活様式や産業構造にも大きな変化がもたらされている。また、エネルギー消費のあり方もそれに付随して変化する可能性がある。物理的な移動が控えられるようになり、産業活動も抑制されていることから燃料油の需要が大きく低下し、4月には**WTI原油先物価格は史上初めてマイナスを記録**した。一方、各企業がテレワークを推進するなど、**デジタル・ITの利活用が進んだことは、この感染症が社会の電化を促す契機となる可能性もある。**

この非常時におけるわが国の電力供給に関しては、各事業者の感染防止体制整備等の懸命な努力により現在まで幸い大きな混乱やトラブルは起きていないが、構造的にはわが国の現在の電源構成とエネルギー安全保障に由来する課題が存在している。それは、**東日本大震災以来の火力依存**、特に、CO2排出の観点から風当たりが厳しくなっている**石炭だけではなくLNG（液化天然ガス）への依存度も高くなっている**ということである。そしてわが国はこのLNGの約98%を海外からの輸入に頼っている。交易が停滞した場合、エネルギー自給率の低さはそのままエネルギー安全保障の問題となる。

Ⅰ. 現在の電源構成とLNGの特徴

(1)現在の電源構成におけるLNGの割合

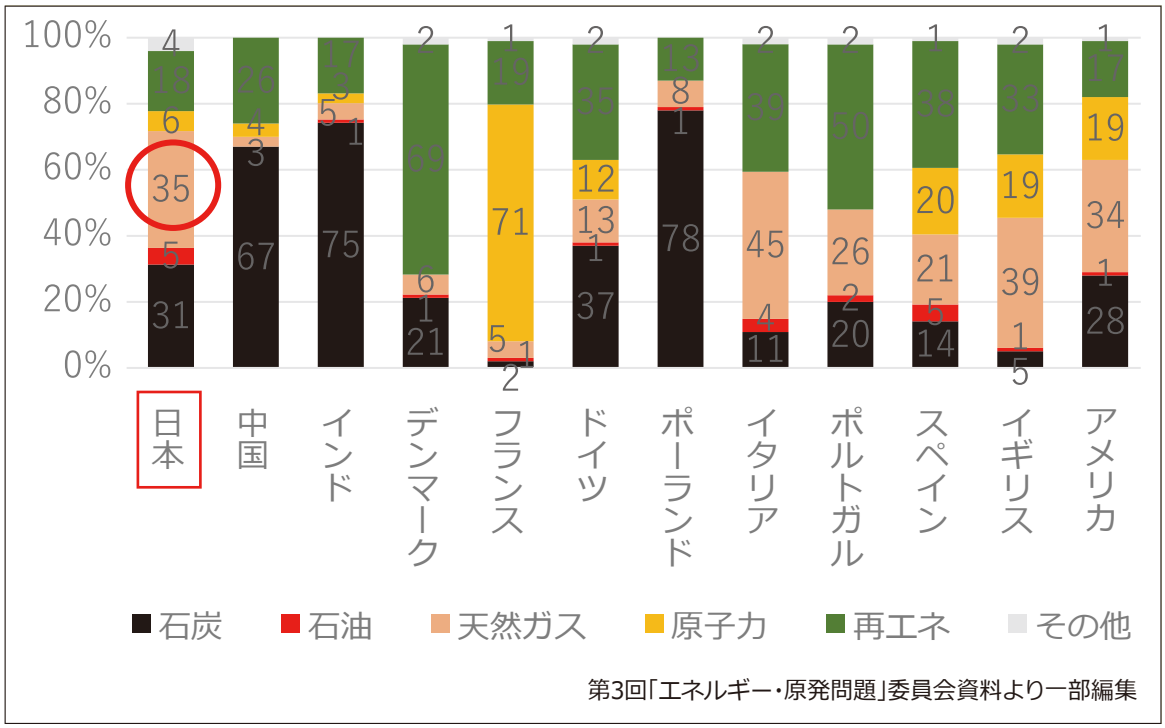

第3回「エネルギー・原発問題」委員会資料より一部編集

日本の電源構成における**火力の割合は約70%。さらにその半分をLNGが占めている。**

(2)LNGのメリットとデメリット

■LNGとは…地球上には通常気体として存在する天然ガスを、摂氏−162℃程度まで冷却することで液化したもの。

■LNGのメリット

①気体の状態と比べて体積が約1/600に減ることから、大量輸送に適している。LNG輸送船1隻（9万t）あたり約240万軒／月の家庭使用電力量を賄うことが可能。（輸入量の約7割が発電用、約3割が都市ガス用）

②他の化石燃料（石炭・石油）と比べ燃焼時のCO_2排出量が少なく、窒素酸化物等大気汚染への影響も比較的少ない。

③他の化石燃料と同様ほとんどを輸入に頼っているが、石油は中東への依存度が高いのに対しLNGは2割程度と比較的低く、オーストラリア・東南アジア・ロシア等輸入先が分散していることから、供給安定性が相対的には高い。

■LNGのデメリット

①超低温での輸送・貯蔵にはそれぞれ専用の設備（液化設備・LNG船・特殊な貯蔵タンク 等）が必要になるためコストがかかる。貯蔵が長期化するとコストが膨大になり、また気化を完全には抑えられないため、**輸入後約2週間以内には使用されるように輸入量が計画されている。**

②採掘現場での大気汚染や水質汚濁のリスクがある（メタンガス等が発生）。

Ⅱ. 現況下における「備蓄」の課題

輸入後約2週間以内に使用されるように計画されているということは、仮に**供給が途絶えた場合のLNGの国内備蓄は約2週間分しかない**ということになる。法律（石油備蓄法）が規定するところにより備蓄目標が定められ、現在約200日分が国内に備蓄されている石油と比較すると、脆弱性があることは否めない。

LNG船内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該船の国内LNG基地への接岸ができなくなる可能性がある。また、複数のLNG船で感染が同時発生するような場合には、輸入先が分散しているとはいえ一時的に輸入量が大幅に減少することもありうる。こうした場合、LNG火力発電所では、重油等を代替燃料とすることが設計上不可能であるため、電力供給に多大なる影響を及ぼしかねない。

Ⅲ. エネルギー安全保障の観点から

今回の場合は発電所や管理部門の従事者にも感染リスクがあり、そうしたところから万が一感染が広まってしまったら、燃料調達・備蓄とは無関係に電力供給に支障をきたす恐れもある。（それを防ぐために現場では、作業員を発電所内に用意した簡易テントで寝泊まりさせることで、感染リスクのある公共交通機関の利用を制限することまで想定している）

しかしながら、これは第3回「エネルギー・原発問題」委員会でも提示した論点であるが、そもそも、**日本のエネルギー自給率は原子力を含めても目下約10%である。これはOECD加盟国35カ国中34位と極めて低位な水準**であり、このような**世界的な騒乱の際の燃料調達・電力供給の不安定化リスクは他国よりも高い**ことを改めて認識しておくべきであろう。

これらのリスクを下げるには、エネルギー自給率の向上と、燃料調達手段の更なる多様化を同時に推し進める必要がある。発電に関して前者に貢献し得るエネルギーは再エネ（と準国産エネルギーと位置付けられている原子力）であり、後者は石炭やLNGの調達先の更なる分散化が考えられる。

また、今回は主にエネルギー安全保障の観点からの考察であったが、エネルギー政策全体では、気候変動への対応の必要性が高まっているとされる現在、ESG投資の潮流の中で特に石炭火力発電への風当たりが厳しくなっているなどの事情もある。さらに、発電コストもシビアな問題だ。再エネの一層の導入拡大は気候変動対応だけでなく、自給率向上の観点からも必要と思われるが、全体最適のエネルギーミックスを作りあげる上では火力（石炭もLNGも）や原子力の位置づけをどうしていくかということも考えなければならない。「エネルギー・原発問題」委員会でも引き続き、ファクトベースでの議論を行っていく。

4 感染症の拡大を災害ととらえ取り組むべき活動・支援

～新・災害対策委員会より

〈サマリー〉

Ⅰ. 感染症の拡大も「生団連災害支援スキーム」の対象とするためのポイント

(1)国民に向けて

①防災備蓄の啓発

②活動制限・自粛時の健康や生活への支援

(2)医療の現場にむけて

①医療用物資の支援

②感染リスクの高い集団への支援

③ホテル客室、企業所有施設の提供

④医療・福祉の現場で働く人の健康維持のための支援

(3) 感染症流行下での災害対応に関する情報収集

Ⅱ. 生団連会員の取り組み

新・災害対策委員会ではこれまで自然災害発生時の支援などについて議論・検討しており、新型コロナウイルスのような感染症等のケースは想定していた災害の範囲外だった。今後は、世界的・全国的な感染症の拡大についても災害ととらえ、支援体制整備に向けて検討していく。

Ⅰ. 感染症の拡大も「生団連災害支援スキーム」の対象とするためのポイント

(1)国民(各家庭)に向けて

①防災備蓄の啓発

長期間にわたる使い捨てマスクの継続的品切れ状態からもわかるように、感染症予防に必要とされる品物(マスク、ハンドソープ、除菌グッズなど)は、製造・供給が間に合わず全国的に不足する可能性がある。これを解消するには、普段からの各家庭における備蓄が有効である。災害に備えた防災備蓄に加えて、感染症下で必要となる品物についても備蓄するよう国民へ発信する必要がある。

②活動制限・自粛時の健康や生活への支援

活動制限や活動自粛時には、運動の機会が減少し健康状態に悪影響を与えうる。自宅に滞在する方向けの健康維持に関する情報(健康チェック、エクササイズ動画など)や、自宅で食事をとる機会が増えた方向けの情報(レシピ、栄養バランスチェックなど)といった間接的な支援も必要である。

(2)国医療・福祉現場に向けて

①医療用物資の支援

消毒用液の需要拡大により、厚生労働省は特例として医療機関等での手指消毒用以外の高濃度アルコールの使用について規制を緩和した。これにより、酒類メーカーなどが高濃度アルコールを製造し医療機関に提供することが可能となった。また、国内では衣料品メーカーがマスクの製造を開始、国外ではファッションブランドが医療用ガウンの製造を行うなどの事例もある。

②感染リスクの高い集団への支援

高齢者施設、介護施設などの感染リスクの高い集団へのマスク・消毒液などの支援も必要とされており、こういった支援をすでに行っているNPO団体等もある。ただし、供給自体が不足している物資に

ついては、企業の備蓄物資放出などの検討が必要である。既存災害支援スキームでは、ヤフー株式会社運営の「SEMA」がダイヤモンドプリンセス号の乗客・乗員向けに生活用品等の支援を行った。

③ホテル客室、企業所有施設の提供

軽症・無症状の感染者、濃厚接触者、感染の疑いのある患者、帰国者などの一次受け入れ先や臨時医療施設として、ホテルや企業所有施設・駐車場などの提供も課題である。

④医療・福祉の現場で働く人の健康維持のための支援

食品の物資支援を行うプラットフォーム「WeSupport」が新たに設立。メーカーなどと物流会社、NPOが連携して医療従事者への食を通した栄養サポート及び不安や緊張の緩和を目指している。感染の拡大状況や医療現場の状況によっては、働く方々の健康維持が重要な課題となる。

(3)感染症流行下での災害対応に関する情報収集

感染症が流行している時期に自然災害が発生した場合は、避難所の設置・確保がより重要となる。内閣府などから各地方自治体に通知された「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」にて以下の内容が示されている。

①可能な限り多くの避難所の開設　②親戚や友人の家等への避難の検討　③自宅療養者等の避難の検討　④避難者の健康状態の確認　⑤手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底　⑥避難所の衛生環境の確保　⑦十分な換気の実施、スペースの確保等　⑧発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保　⑨避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の事前検討

Ⅱ. 生団連会員の取り組み

特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン　空飛ぶ捜索医療団“ARROWS”

- 1月末より中国の医療機関への物資支援
- 2月末より国内の医療機関・福祉機関・保育所などにマスクを支援
- 病院にトレーラーやテントを貸与・設置（発熱外来の待合スペースや来院者の選別を行うトリアージポスト）
- クリーンパーティションを病院に貸与
- 離島における感染症患者搬送訓練（北海道利尻島）
- 医療的ケア児者※家庭・NICUへマスクを支援
  ※難病や障害で人工呼吸器・たんの吸引・経管栄養などが欠かせない人。家族の支援を受け生活。複数の基礎疾患を抱えることも多い。
- クラスターが発生した長崎県のクルーズ船や、愛媛県の病院に医療チームを派遣し支援
- 東大病院等に抗体検査器を寄贈

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

2月に「新型コロナウイルス対策緊急支援」を立ち上げ、上述のPWJ等4つの加盟NGOとともに、以下を含む6事業に助成。既存の人道危機のさらなる悪化防止と、より脆弱な人々への対応を優先して、国内外で支援を実施。

- 加盟NGO PWJによる、日本国内の「感染拡大地域における高齢者施設への感染予防物資支援事業」および「感染者受け入れ医療機関への医療物資支援事業」
- 加盟NGO難民を助ける会による日本国内の「障がい者への物資配付および障がい者団体のテレワーク環境整備支援」等

参考 「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「特措法」)について

Ⅰ. 沿革

「感染症法」だけでは対応できない危機管理体制の構築を目指し制定された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」がベースにある。当初、想定されたのは、①新型インフルエンザ、②再興型インフルエンザ、③新感染症の3つ。(感染症法6条)しかし、今回の新型コロナウイルスは、既に、「指定感染症」に指定、新感染症には該当しないため、特措法への適用を目的とし改正、施行された。

Ⅱ. 特措法の概要

(1)総則

①目的:新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。(1条)

②基本的人権の尊重:新型インフルエンザ等対策を実施する場合において国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。(5条)

(2)発生時における措置

①組織:対策本部が政府(15条)と都道府県(22条)に設置。メンバーは、政府対策本部長に内閣総理大臣、副本部長に管轄の国務大臣、部員に国務大臣らを中心に構成。(16条) 都道府県対策本部は、都道府県対策本部長である都道府県知事を中心に構成。(23条)

②所掌事務と権限規程

a) 政府対策本部

- 所掌事務:基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進。(17条) 基本的対処方針を定めようとするときは、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く必要があり(18条)、諮問委員会がこれに当たる。
- 権限規程:都道府県知事等らに対する総合調整。これに対し、都道府県知事等は政府対策本部長に意見を申し出ることができる。(20条)

b) 都道府県対策本部

- 所掌事務:区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進。(22条)
- 権限規程:関係市町村長等らに対する総合調整であり、関係市町村長等は都道府県知事に意見を申し出ることができる。また、基本的対処方針に基づいて、対策を実施するのも都道府県である。(24条)

(3)緊急事態宣言

①発生要件:政府対策本部長は、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生した場合に宣言される。その際、期間、区域、内容を公示しなければならない。期間は、最大2年間適用される。(32条)

②緊急事態措置時の権限規程

a) 政府対策本部:政府対策本部長は、第20条第1項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができる。(33条)

b) 都道府県対策本部:都道府県対策本部長は、第24条第1項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、区域に係る対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、関係市町村長等に対し、必要な指示をすることができる。(33条)

〈問題点〉

政府と地方自治体の権限境界の明記は、「総合調整」と「意見」、緊急事態措置時の「指示」がある。対策に向けての柔軟性を目指しているが故に、線引きが曖昧となっている。

③緊急事態措置:都道府県知事が実施する

a) 生活維持以外の外出自粛の要請(45条)

b) 多数の者が利用する施設や催し物の中止の要請(45条)

c) 臨時医療施設建設のための土地、家屋、物資の使用(49条)

d) 医薬品などの特定物資の収集、保管(55条)

④罰則、補償規程:特定物資の収集、保管については、命令に従わなかった者への罰則を設けている。(76条)また、Ⅲ.土地、家屋、物資の使用、Ⅳ.特定物資の収集、保管については、通常生ずべき損失を補償しなければならない。(62条)

〈問題点〉

影響の大きいⅠ.外出自粛、Ⅱ.休業要請に対しては、罰則なしの要請であり強制力が弱い。また、補償についての明記もない。

Ⅲ. 特措法の問題点

特措法の問題点は主に2つ。1つは、政府と地方自治体の権限境界の不明瞭さである。方針を定めるのは政府だが、実施するのは地方自治体である。その線引きが曖昧なため、意見の食い違いが発生し、混乱した国民が不安や不信感を募らせる可能性もある。

もう1つは、緊急事態措置についてである。外出禁止や休業など感染拡大防止策に強制力をもって取り組んでいる国は、罰則等を設けている上、同一の根拠法とは限らないが支援や補償も同時並行で実施している。日本の場合、罰則は設けておらず強制力はない。緊急事態措置の実効性を高めるためには支援や補償を併せてルール化しておくべきだと考える。

参考 新型コロナウイルス感染拡大を受けた生団連の取り組み

1 提言の発信

(1) 4月2日**「新型コロナウイルス対策に関する生活者からの提言」**を政府(首相他)および東京都宛提出。
日常生活および経済活動の不安払しょくが重要であると発信。

(2) 4月17日**「適切な『抗体検査』実施体制の早期整備を」**を政府宛提出。
「医療崩壊の阻止」と「経済・社会活動の維持」の両立を図るべく、「抗体検査」に関する諸課題をクリアした上で、適切な実施体制を早期整備するように要望。

(3) 5月1日**「緊急事態宣言延長 ～強力な追加経済対策と経済活動平常化に向けた取り組みの強化を」**を政府宛提出。
命を守るという観点から実効性の高い追加経済対策と、経済活動平常化に向けた取り組み強化を強く要望。

2 情報共有

メールマガジン「生団連通信」にて、新型コロナウイルス感染拡大に関する情報を会員へ随時発信

発信日		内　容
3月 26日	(Vol.13)	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策について
4月　3日	(Vol.14)	新型コロナウイルス感染症に関する生団連会員の取り組み紹介
4月　6日	(Vol.15)	「緊急事態宣言」が出された場合の生活への影響について
4月　7日	(Vol.16)	新型コロナウイルスの感染拡大を受けた政府の緊急経済対策案について
4月　9日	(Vol.17)	新・災害対策委員会より 新型コロナウイルス対策支援団体の取り組みについて
4月 22日	(Vol.18)	提言「適切な『抗体検査』実施体制の早期整備を」が新聞各紙に取り上げられました
4月 24日	(Vol.19)	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく政府発表の支援策について
4月 27日	(Vol.20)	新型コロナウイルス抗体検査に関する情報を共有いたします
4月 30日	(Vol.21)	事業者の賃料支払い支援策について
4月 30日	(Vol.22)	「経済は命に関わる問題」 強力な経済対策を～失業率と自殺者数の相関関係
5月　8日	(Vol.23)	新型コロナウイルスの抗ウイルス薬について
5月 12日	(Vol.24)	提言「緊急事態宣言延長 ～強力な追加経済対策と経済活動平常化に向けた取り組みの強化を」が新聞各紙に取り上げられました
5月 14日	(Vol.25)	抗原検査が薬事承認されました ～各検査方式まとめ
5月 15日	(Vol.26)	事業再開に向けた感染防止対策の指針が各団体から発表されました
5月 15日	(Vol.27)	新型コロナウイルス感染症に関連する追加経済対策の概要
5月 19日	(Vol.28)	新型コロナウイルス流行下での災害発生に備えて
5月 28日	(Vol.29)	令和2年度 第2次補正予算の概要について

生団連は引き続き、「感染拡大の防止」と「経済・社会活動の平常化」に向け会員への情報共有と生活者視点からの発信を継続していく。

SEIDANREN
生団連
国民生活産業・消費者団体連合会

2020 年 4 月 2 日

国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）

新型コロナウイルス対策に関する生活者視点からの提言

新型コロナウイルス感染拡大が続いており、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める「緊急事態宣言」の発令が取りざたされるまでの事態となっている。政府および自治体は、根本的重要課題である感染拡大防止、そして医療体制崩壊の阻止と、それらとは両立の難しい経済・社会活動の維持という政策目標を同時に達成しなければならない。専門家の意見や各界のヒヤリングも踏まえながら、重い判断を続けていくこととなる。

こうした重大な国家運営の局面において、「国民の生活・生命を守る」という使命のもと、企業および消費者団体、さらには NPO 法人等が参画し、生活者の生の声が集約される我々生団連は、今後の政策運営に関し、国民生活における不安払しょくのため、生活者視点から以下の 2 点について政府および各自治体に強く要望する。

（1）感染拡大防止策による日常生活の不安の払しょく

不安を抱いたままの自粛が国民生活を混乱させる最大の要因である。政府および自治体は、国民に対して、感染拡大防止策そのものの説明はもとより、生活必需品の供給体制等も含めた日常生活に関する必要十分な合理的かつ具体的な説明を適時適切に行い、国民の納得感と安心感の醸成に努めること。

特に、「緊急事態宣言」の発令やそれに基づく自治体ごとの強力な措置など、国民生活により深刻な影響を及ぼす対策を講じる場合には、その判断に至った科学的根拠や今後の見通し等に関して十分に納得性のある説明が求められる。

（2）経済活動に関する不安の払しょく

企業や家計の経済活動において、一定の制限を受ける中にも将来への安心感が持てるような経済対策を明示し、可及的速やかに実行することを要望する。現在すでに、事業活動へのマイナス影響が大きい分野への経済的支援、雇用の維持、休業補償、現金・商品券給付などの経済対策が議論されているが、手続きの簡素化等を含めた実現性・実効性の高い対策を講じること。

生団連は、以上を要望するとともに、会員である企業・消費者団体が一丸となり、政府や自治体と手を携え、事態打開に向け努力するものである。

以 上

SEIDANREN
生団連
国民生活産業・消費者団体連合会

2020 年 4 月 17 日

国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）

適切な「抗体検査」実施体制の早期整備を

今般、緊急事態宣言の対象が全国に拡大され、わが国はまさに国を挙げて新型コロナウイルスの封じ込めへの取組みを強化することとした。しかし、広く国民の行動、活動を制限するこの対策は経済・社会の大きな犠牲を伴い、長期にわたる継続は難しい。しかるべきタイミングでの経済・社会活動の平常化は必須である。 その一方で、短期間ではワクチンの開発は間に合わず、多くの人々が免疫を有する状態である「集団免疫」が獲得される可能性は低い。医療崩壊を招く感染爆発を防ぎつつ、活動制限を緩和、解除していくには、正確な情報に基づく慎重な判断が求められる。こうした考え方から、緊急事態宣言を先行させた欧米諸国は、経済活動の再開を進めるにあたり、感染と免疫獲得状況の把握のため、抗体検査の活用方針を打ち出している。一部報道によればわが国でも月内にも数千人を抽出した抗体検査を実施する方向で調整が進められている。現段階では抗体検査にはその精度、信頼性や大量供給体制の未整備など様々な問題がある。しかし、国民が活動制限に耐えていられる時間には限りがある。これらの問題も的確かつ速やかにクリアされなければならない。

以上を踏まえ、「国民の生活・生命を守る」ことを使命とする生団連は、「医療崩壊の阻止」と「経済・社会活動の平常化」の両立を図るべく、以下の２つの観点から、適切な抗体検査実施体制の整備を早期に進めるよう政府に対して要望する。

１．職場や社会への人員復帰や人材再配置が可能に

すでに抗体を有し、再び感染したり他人に感染させるリスクの低い人は、職場への復帰を含め、平時に近い形での社会活動が可能となる。抗体検査により確認された抗体保有者から順次通常の活動に復帰させることで、経済・社会活動を速やかに回復させることが期待できる。また、抗体検査の結果は感染拡大を防ぐための職場、組織での人員の再配置を進めるうえでの有効な判断材料のひとつとなる。とりわけ、医療現場における支援人員の増強と人員再配置は、医療崩壊を回避するという観点からも重要と考えられる。

２．無症状者も含めた感染状況の見える化による安心感・納得感の醸成

抗体検査の継続実施により、無症状者も含めた感染状況が把握できるようになり、社会がどれだけ集団免疫獲得に近づいているかがわかるようになる。さらに、各地域において抗体検査を進めることで、国全体の対処方針の策定だけではなく、各地域がそれぞれの事情に応じた効果的な対策を講じることも可能になる。抗体検査は対策策定の判断指標となるだけでなく、それを国民や地域住民に示すことで、講じられた対策に対する安心感と納得感が醸成される。対策の有効性を高めるうえでも、国民や地域住民の安心感と納得感は極めて重要なものである。

以 上

SEIDANREN
生団連
国民生活産業・消費者団体連合会

2020 年 5 月 1 日

国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）
会 長　　小川 賢太郎

緊急事態宣言延長 ～強力な追加経済対策と経済活動平常化に向けた取り組みの強化を

政府は５月６日期限の新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急事態宣言を１カ月程度延長する方針を固めた。生団連は改めて、長期化する感染収束に向けた取り組みを下支えするより強力な追加経済対策と経済活動平常化に向けた取り組みの強化を政府に対し強く要望する。

厚生労働省の「自殺対策白書」や数多くの論文・レポートで景気動向や失業率と自殺者数の間には極めて高い相関関係があるとされている。経済はまさに命に関わる問題なのである。緊急経済対策を織り込んだ補正予算が成立したが、緊急事態宣言の延長にあたっては追加の経済対策は不可避である。命を守る観点からは、生活苦にあえぐ家計への給付や雇用維持・事業継続のための事業者支援に重点を置いたより実効性の高い経済対策が求められる。リーマンショック以降、雇用の改善に伴い減少してきた自殺者数（下図参照）。このままではリーマンショック後の１００万人を超える多くの失業者が出るとも言われている中、自殺者数を急増させるような事態は何としても避けなければならない。

一方でこうした公助による支援策には限界がある。目指すべきは経済活動の平常化である。生団連では会員である企業・消費者団体が力を合わせ、知恵を絞り、感染拡大防止のための活動制限に取り組んでいる。しかし、国民が耐えていられる時間には限りがある。生団連は「医療崩壊の阻止」と「経済・社会活動の平常化」の両立を図るべく適切な「抗体検査」実施体制の早期整備を提言した（４月１７日）。政府は感染拡大を防止しながらも、活動制限の緩和・解除と経済・社会活動の平常化に向け、これらの取り組みに全力を挙げてほしい。

以 上

SEIDANREN
生団連

国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）